



県報

平成17年3月4日 (金) 号外 第 7 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.jp/

目 次

規則

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施

行に伴う関係規則の整理に関する規則

(総 務 課)

公布された条例等のあらまし

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(規則第10号)

1 規則の概要

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次に掲げる規則の規定を整理することとした。

- (1) 宗教法人法施行細則
- (2) 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則
- (3) 島根県事務決裁規則
- (4) 島根県県税条例施行規則
- (5) 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則
- (6) 公有財産の取得、管理及び処分に関する規則
- (7) 島根県立しまね海洋館条例施行規則
- (8) 特定非営利活動促進法施行細則
- (9) 島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則
- ⑪ 消費生活協同組合法施行細則
- (11) 島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則
- (12) 島根県立いわみ芸術劇場管理規則
- (13) 島根県立自然公園条例施行規則
- (14) 島根県自然環境保全条例施行規則
- (15) 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- (16) 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- (17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- 🕼 島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則
- (19) 医療法施行細則
- ② 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則
- (21) 児童福祉法施行細則
- ② 島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則
- ② 島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則
- ② 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則
- ② 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則

- 26 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則
- ② 島根県立はつらつ体育館条例施行規則の一部を改正する規則
- ② 墓地、埋葬等に関する法律施行細則
- ② 食品衛生法施行細則
- ③ クリーニング業法施行細則
- (31) 理容師法施行細則
- ③ 美容師法施行細則
- ③ 温泉法施行細則
- (34) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
- ③ 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則
- ③ 島根県花振興センター条例施行規則
- ③ 島根県卸売市場条例施行規則
- ③ 水產業協同組合法施行細則
- ③ 島根県立産業交流会館条例施行規則
- (40) 島根県立産業高度化支援センター条例施行規則
- (41) 島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 42) 島根県企業立地促進条例施行規則
- 43) 島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則
- (4) 島根県中小企業高度化資金貸付規則
- 45 島根県中小企業労働者住宅貸付規則
- (46) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則
- 47) 島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則
- (48) 島根県浜田ポートセンター条例施行規則
- 49 島根県空港条例施行規則
- 500 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則
- (51) 島根県都市計画法施行細則
- ⑤ 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則
- ⑤③ 島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
- 54) 建築士法施行細則
- ⑤ 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則
- (56) 島根県収入証紙条例施行規則
- 2 施行期日

平成17年3月7日から施行することとした。

况

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年3月4日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第10号

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する

規則

(宗教法人法施行細則の一部改正)

第1条 宗教法人法施行細則(昭和40年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第2条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和40年島根県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号、第3条第1項、第12条第1項第1号及び同条第2項、様式第1号添付書類8、様式第2号添付書類1、様式第3号添付書類並びに様式第10号添付書類1中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

第3条 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第3農林水産部の表農業経営課の項第1号の(1)中「謄本」の次に「若しくは登記事項証明書」を加える。

(島根県県税条例施行規則の一部改正)

第4条 島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第41条の2第2項、第41条の3第2項、第30号様式表面備考及び第30号の2様式備考中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第94号の2様式中「不動産登記簿」を「不動産の登記簿」に改め、同様式備考2中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第94号の3様式備考中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第98号様式その1中「不動産登記簿」を「不動産の登記簿」に改め、同様式備考3中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第98号様式その2備考2中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則(平成15年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2号様式記載事項1の(1)及び(3)並びに第3号様式記載事項1の(1)中「登記簿謄本(登記事項証明書)」を「登記事項証明書」に改める。

(公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部改正)

第6条 公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成6年島根県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第5号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第8号、様式第11号、様式第14号及び様式第16号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立しまね海洋館条例施行規則の一部改正)

第7条 島根県立しまね海洋館条例施行規則(平成16年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式添付書類6中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第8条 特定非営利活動促進法施行細則(平成10年島根県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第2項、第12条、様式第2号添付書類1、様式第7号添付書類、様式第8号添付書類並びに様式第10号添付書類中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第9条 島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年島根県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条の改正規定のうち第2条第2項第2号に係る部分及び様式第1号の改正規定中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第10条 消費生活協同組合法施行細則(昭和32年島根県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「登記の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第11条 島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年島根県規則第75号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条の改正規定のうち、第2条第2項第2号に係る部分中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部改正)

第12条 島根県立いわみ芸術劇場管理規則(平成16年島根県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第13条 島根県立自然公園条例施行規則(昭和36年島根県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号ア、第11条第2項第3号及び第13条第2項各号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第14条 島根県自然環境保全条例施行規則(昭和52年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第14号添付書類2中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年島根県規則第80号)の一部を次のように改正する。

様式第1号添付書類6中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和63年島根県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第17条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第101号)の一部を次のように改正する。

様式第20号注3の(6)及び様式第22号注3の(6)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第18条 島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年島根県規則第85号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号の改正規定のうち、様式第1号に係る部分中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(医療法施行細則の一部改正)

第19条 医療法施行細則(昭和24年島根県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第33号様式添付書類 5 、第38号様式及び第39号様式添付書類中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第20条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成12年島根県規則第50号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第21条 児童福祉法施行細則(昭和27年島根県規則第72号)の一部を次のように改正する。

様式第23号中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に、「の登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

様式第26号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部改正)

第22条 島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則(昭和40年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項第1号、様式第1号(注)1及び様式第5号(注)1中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明 書」に改める。

(島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)

- 第23条 島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和57年島根県規則第41号)の一部を次のように改正する。 第5条第2号を次のように改める。
 - (2) 法人の登記事項証明書

(児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第24条 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則(平成15年島根県規則第46号)の一部を次のよう に改正する。

様式第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第25条 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則(平成15年島根県規則第47号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第26条 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則(平成15年島根県規則第48号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立はつらつ体育館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第27条 島根県立はつらつ体育館条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年島根県規則第76号)の一部を次のように 改正する。

様式第1号及び様式第2号の改正規定のうち、様式第1号に係る部分中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第28条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和24年島根県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号及び同条第2項第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第29条 食品衛生法施行細則(昭和38年島根県規則第60号)の一部を次のように改正する。

様式第5号備考3及び様式第7号添付書類1中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第30条 クリーニング業法施行細則(昭和46年島根県規則第53号)の一部を次のように改正する。

様式第6号の4添付書類1中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第31条 理容師法施行細則(昭和47年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第24号の3添付書類中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第32条 美容師法施行細則(昭和47年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第24号の3添付書類中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(温泉法施行細則の一部改正)

第33条 温泉法施行細則(昭和61年島根県規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号関係書類3の1)及び2)、様式第6号関係書類3の(1)及び(2)並びに様式第7号関係書類3の(1)及び(2)中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

様式第26号関係書類1中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第34条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年島根県規則第48号)の一部を次のように改正する。

様式第1号添付書類6及び様式第5号添付書類3中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則の一部改正)

第35条 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則(平成14年島根県規則第87号)の一部を次のように改正する。 第6条第3項第4号及び様式第1号添付書類4中「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県花振興センター条例施行規則の一部改正)

第36条 島根県花振興センター条例施行規則(平成15年島根県規則第107号)の一部を次のように改正する。

様式第3号添付書類6中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(島根県卸売市場条例施行規則の一部改正)

第37条 島根県卸売市場条例施行規則(昭和46年島根県規則第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号及び第3条第3項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第38条 水産業協同組合法施行細則(平成12年島根県規則第99号)の一部を次のように改正する。

第15条中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立産業交流会館条例施行規則の一部改正)

第39条 島根県立産業交流会館条例施行規則(平成16年島根県規則第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部改正)

第40条 島根県立産業高度化支援センター条例施行規則(平成13年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号、様式第1号添付書類及び様式第8号(注)3中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第41条 島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年島根県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第16条の次に2条を加える改正規定のうち、第17条第2項第1号に係る部分中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県企業立地促進条例施行規則の一部改正)

第42条 島根県企業立地促進条例施行規則(平成4年島根県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号、様式第1号及び様式第2号中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部改正)

第43条 島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則(昭和48年島根県規則第72号)の一部を次のように改正する。 様式第12号添付書類中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第44条 島根県中小企業高度化資金貸付規則(昭和51年島根県規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の高度化事業計画書(組合用)の(添付書類)2中「法人登記謄本」を「組合の登記事項証明書」に改め、同様式の高度化事業計画書(企業用)の(添付書類)2中「登記謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式の高度化事業計画書(公益法人用)の(添付書類)2中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

様式第7号の別紙(添付書類)(1)中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県中小企業労働者住宅貸付規則の一部改正)

第45条 島根県中小企業労働者住宅貸付規則(昭和36年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則の一部改正)

第46条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号添付書類1中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部改正)

第47条 島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則(昭和39年島根県規則第27号)の一部を次のように改正する。 様式第6号備考(2)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県浜田ポートセンター条例施行規則の一部改正)

第48条 島根県浜田ポートセンター条例施行規則(平成15年島根県規則第89号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び様式第1号(注)2の(1)の 中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(島根県空港条例施行規則の一部改正)

第49条 島根県空港条例施行規則(昭和40年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第5号添付書類(2)中「商業登記簿の抄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第50条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県都市計画法施行細則の一部改正)

第51条 島根県都市計画法施行細則(昭和46年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号及び第13条第2項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第10号(注意)中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部改正)

第52条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則(昭和49年島根県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

(島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第53条 島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年島根県規則第83号)の一部を次のように改正する。

様式第9号の次に4様式を加える改正規定のうち、様式第12号に係る部分中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

第54条 建築士法施行細則(昭和25年島根県規則第111号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部改正)

第55条 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則(昭和49年島根県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第56条 島根県収入証紙条例施行規則(昭和39年島根県規則第58号)の一部を次のように改正する。

様式第7号備考2中「登記簿謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。